

## よくあるお問い合わせ

- 休業要請に関するよくあるお問い合わせ (No.1～No.5) . . . P2～P3
- 申請に関するよくあるお問い合わせ (No.6～No.9) . . . P4

## 休業要請に関するよくあるお問い合わせ

コールセンター等にいただいたお問い合わせのうち、よくあるお問い合わせについて掲載をしています。

No	掲載日	Q	A	備考
1	4月23日(木)	「大学・学習塾等(大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等)」及び「商業施設(生活必需物資の小売り関係以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)」について、100㎡以下の施設を休業した場合、協力金の支給対象となりますか。	「大学・学習塾等(大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等)」及び「商業施設(生活必需物資の小売り関係以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)」については、100㎡以下の施設の使用停止及び催物の開催の停止について、協力を依頼しています。 したがって、100㎡以下の同施設も、4月25日(土)0時～5月6日(水)までの期間において、休業に協力いただいた中小企業及び個人事業主の方は、協力金の支給対象となります。	
2	4月23日(木)	複数の施設を持つ事業者は、全施設を休業しなければなりませんか。	休業要請をしているすべての施設(休業の協力を依頼している施設を含む。)について、4月25日(土)0時～5月6日(水)までのすべての期間において、休業等に協力していただく必要があります。 詳しくはコールセンター(0742-27-3600)までお問い合わせください。	
3	4月27日(月)	ショッピングモール等にテナントとして入居していますが、協力金の支給対象となりますか。	百貨店、ショッピングモール等複合商業施設にテナントとして入居している中小企業及び個人事業主で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ協力金の支給対象となります。(複合商業施設全体の休業に伴い休業したものを含む。)  なお、休業要請の対象外の業種(衣料品店、診療所、美容院等)が百貨店、ショッピングモール等複合商業施設全体の休業に伴い休業された場合については、協力金の支給対象となりません。	
4	4月28日(火)	整体院を営んでいます。主として定期的に身体の機能維持が必要な人に施術を行っており、休業することが困難な場合、休業要請の取り扱いはどうなりますか。	主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する1000㎡以下の整体院が営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底をして営業していただくことをお願いします。  なお、営業を継続された場合は協力金の支給対象とはなりません。	

No	掲載日	Q	A	備考
5	5月8日(金)	<p>飲食店、料理店、喫茶店等の食事提供施設は、休業要請等の対象施設ですか。</p> <p>また、協力金の支給対象となりますか。</p>	<p>社会生活を維持する上で必要な施設であり、基本的に休止を要請しない施設です。</p> <p>ただし、午後8時から翌午前5時までの一部の時間帯でも営業している施設については、その間の営業時間短縮の協力を要請しています。なお、酒類の提供は午後7時までとしています。</p> <p>協力の要請に応じていただいた場合(終日休業も含む)は協力金の支給対象となります。</p> <p>また、4月24日(金)以前から、午後8時から翌午前5時までの一部の時間帯でも営業している施設が、その間の営業を自主的に自粛していた場合(終日休業も含む)も協力金の支給対象となります。</p> <p>なお、これまでの営業時間が朝5時以降に開店、夜20時まで閉店されていた施設が、終日休業または営業時間の短縮をされても、協力金の支給対象とはなりません。</p>	

## 申請に関するよくあるお問い合わせ

コールセンター等にいただいたお問い合わせのうち、よくあるお問い合わせについて掲載をしています。

No	掲載日	Q	A	備考
6	5月7日(木)	営業実態が確認できる資料として、何を提出しなければいけませんか。	休業等を実施する前の直近の月末締め帳簿等(月次試算表)の写しと、直近で申告済みの確定申告書の写し(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの)の両方を提出してください。  なお、直近の確定申告書の写しが無い場合、個人事業の開業・廃業等届出書(県内税務署の受付印があるもの)又は法人設立設置届出書(県内税務署の受付印があるもの)などを添付してください。その場合においても、休業等を実施する前の直近の月末締め帳簿等(月次試算表)の写しと両方を提出してください。	
7	5月8日(金)	申請書の「対象施設の情報」のうち、「種類」欄や「施設」欄は、何を書けば良いですか。	別表(新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請等の対象施設詳細一覧表)を参照し、種類及び施設を記入してください。施設の名称が別表に無い場合は、申請いただく施設の一般的な業態を記入してください。	
8	5月8日(金)	誓約書の「所在地」の欄には、申請者の住所を書くのか、施設(店)の所在地を書くのかどちらですか。	申請者の住所(法人の場合は法人の所在地、個人の場合は住所)を記入してください。	
9	5月8日(金)	営業許可証は必ず必要ですか。	法令上の許可が必要でない業種については、添付する必要はありません。	